

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525, 06-6967-0981）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令
概要	特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が、下水道法施行令及び大阪市下水道条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造、使用の方法、特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用、当該公共下水道への下水の排除の停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	下水道法第37条の2
処分基準	特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が、その水質が当該公共下水道への排出口において下水道法第12条の2第1項の政令で定める基準又は第12条の2第3項の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるとき。 下水道法第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準は別紙のとおり。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設一法不-14】 処分基準中の別紙

項 目	基 準 値		条 文
	排水基準値		
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	以下	12条の2第1項の政令で定める基準 ※1 1日の平均的な排水量が30m ³ 以上の事業場に適用される。 ※2 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を有する事業場に適用される。
シアン化合物	1mg/L	以下	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1mg/L	以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	以下	
6価クロム化合物	0.5mg/L	以下	
砒素及びその化合物	0.1mg/L	以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L	以下	
四塩化炭素	0.02mg/L	以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	以下	
チウラム	0.06mg/L	以下	
シマジン	0.03mg/L	以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L	以下	
ベンゼン	0.1mg/L	以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	以下	
ほう素及びその化合物	10mg/L	以下	
ふっ素及びその化合物	8mg/L	以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	以下	
フェノール類 ※1	5mg/L	以下	
銅及びその化合物 ※1	3mg/L	以下	
亜鉛及びその化合物 ※1	2mg/L	以下	
鉄及びその化合物(溶解性) ※1	10mg/L	以下	
マンガン及びその化合物(溶解性) ※1	10mg/L	以下	
クロム及びその化合物 ※1	2mg/L	以下	
ダイオキシン類 ※2	10pg-TEQ/L	以下	
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満		
生物化学的酸素要求量	2600mg/L	以下	12条の2第3項の規定による条例で定める基準 1日の平均的な排水量が50m ³ 以上の事業場に適用される。
浮遊物質量	2600mg/L	以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
鉱油類含有量	5mg/L	以下	
動植物油脂類含有量	30mg/L	以下	